

第6章 よくある質問と回答

6.1 よくある質問と回答

本章では、システム操作関連および酒類関連のQAを掲載しています。
上記以外のQAについては、農林水産省ホームページをご確認ください。

農林水産物等の輸出におけるよくある相談

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_faq/index.html

諸外国・地域による輸入規制に関するQ&A（原発規制関連）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/20230118_genpatu_QA.pdf

No	カテゴリー	質問内容	回答
1	システム 利用申請	システムを使用したいが、どこにありますか。	<p>システムを使用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。GビズIDの取得手続については、デジタル庁のHPを御覧ください。GビズIDプライムアカウント取得後、GビズIDプライムアカウントでシステムにログインいただき、システムの利用申請手続を行ってください。詳しくは農林水産省ホームページ（以下のURL）を確認してください。システムへのアクセス方法やシステムの操作方法については、システム操作マニュアルをご参照ください。</p> <p>なお、GビズIDを取得できない事業者（個人等）が、一元的な輸出証明書発給システムを利用する場合は、事業者の所在地を管轄する地方農政局等に、利用申請書類の提出が必要となります。詳しくは農林水産省ホームページ（以下のURL）を確認してください。</p> <p>輸出証明書のオンライン申請手続 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>
2	システム 利用申請	システムの利用申請を行ってから登録が完了するまで、どのくらいの期間がかかりますか。	<p>通常、審査・登録に1週間程度の期間を要しておりますが、そのときの申請先の審査件数等の状況に左右されますので、申請先（注）に目安をお問合せください。登録が完了すると利用申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きます。</p> <p>（注）事業者の所在地や事業者利用申請時の入力内容により、申請先が異なります。 事業者情報入力画面の「主な取り扱い品目」で「酒類」にチェックを入れた場合は、事業者の所在地を管轄する国税局が申請先となります（国税局の連絡先はこちら）。 事業者情報入力画面の「主な取り扱い品目」の「酒類」にチェックを入れていない場合は、事業者の所在地を管轄する地方農政局等が申請先となります（地方農政局等の連絡先はこちら）。</p>

No	カテゴリー	質問内容	回答
3	システム 利用申請	利用申請時に選択した受領場所以外では証明書は受け取れないのですか。	受領場所は、輸出証明書の発行申請ごとに変更可能です。利用申請時は、農林水産省の機関（地方農政局等）及び一部の卸売市場等のうち、申請者又は委託先事業者が輸出証明書を受け取るのに都合の良い場所を選択してください。 受領場所の詳細は以下のページから確認してください。 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/index-4.pdf
4	システム 利用申請	本社とは別の場所にある事業所で輸出業務を行っていますが、システムの利用申請手続は誰が行えば良いですか。	システムの利用申請手続は本社に限らず、輸出業務を行う事業所等、本社と別の場所にある事業所で行うことも可能です。 なお、システムの利用申請手続はGビズIDプライムアカウントで行う必要があります。GビズIDプライムアカウントで一元的な輸出証明書発給システムへログインいただき、利用申請手続を進めてください。法人単位での申請となるため、事業所毎に利用申請手続を行う必要はありません。
5	システム 利用申請	輸出者が申請業務を第三者に委託する場合、受託者（第三者）だけでなく、委託元の輸出者もGビズIDプライムアカウントを取得し、システムの利用申請手続を行う必要はありますか。	委託元はGビズIDプライムアカウントの取得やシステムの利用申請手続は不要ですが、委任状の提出が必要となります。委任状の提出先は受託者の所在地を管轄する地方農政局等になりますが、受託者を通じて提出することも可能です。 なお、受託者はGビズIDプライムアカウントの取得及びシステムの利用申請手続が必要となります。詳細は受託者の所在地を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。 書類の提出・申請先（最寄りの地方農政局等） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/shoumei_system-187.pdf
6	システム 利用申請	委任状等の宛名が「農林水産省輸出・国際局輸出支援課長」となっているが、提出先の地方農政局等宛てに変更する必要がありますか。	委任状等の宛名は変更せずに地方農政局等に提出してください。
7	システム 利用申請	登録済みの事業者情報を修正したい場合は、どうすれば良いですか。	事業者情報の修正はGビズIDプライムアカウント（管理者権限を持ったユーザー）で、システム内で行うことができます。具体的な操作方法は、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.2 ■修正」を参照してください。 システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html

No	カテゴリ	質問内容	回答						
8	IDの管理	ユーザーの追加方法を教えてください。	<p>ユーザーを追加する場合は、GビズIDメンバーアカウントを取得の上、システム内でユーザー登録を行う必要があります。ユーザー登録はGビズIDプライムアカウントを持つユーザー（管理者権限を持ったユーザー）がシステム内で行います。ユーザー登録の方法は、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.2 ■ユーザー一覧（ユーザーの追加）」を参照してください。</p> <p>なお、GビズIDメンバーアカウントとシステムに追加するユーザーのメールアドレスは、同一のものを登録することが必要です。</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>						
9	IDの管理	ユーザーID（システムの利用登録）に有効期限はありますか。	<p>GビズIDでシステムへの利用登録を行っている場合は、利用登録の有効期限はありませんが、旧システムからのデータ移行の関係で有効期限が残っている場合があります。これに当てはまる場合は、利用申請先の地方農政局等（事業者の所在地を管轄する地方農政局等）へ有効期限の修正を依頼してください。</p> <p>GビズIDでシステムへの利用登録を行っていない場合は、GビズIDが取得可能な事業者（法人又は個人事業主）が、GビズIDプライムアカウントを取得の上、システムの利用登録を行ってください。</p> <p>GビズIDを取得できない事業者（個人等）の場合は、利用登録の有効期間は、ユーザーIDの付与から3年間となります。失効しますとシステムが利用できなくなりますので、有効期間内に利用申請先の地方農政局等に再度利用申請を行ってください。</p>						
10	システム利用開始	システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。	<p>システムの推奨環境は、下記のとおりです。推奨環境以外で本システムを利用した場合、正常に動作しない場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画面解像度</td> <td>1280×1024以上</td> </tr> <tr> <td>ブラウザ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	画面解像度	1280×1024以上	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari
項目	内容								
画面解像度	1280×1024以上								
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari 								
11	システム利用開始	システムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。	<p>ブラウザの設定を変更する必要があります。詳しくはシステム操作マニュアルの「第2章 2.2 ブラウザー設定（ポップアップ許可）」を参照してください。</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>						
12	システム利用開始	システムにログインできません。解決方法を教えてください。	<p>システムの利用申請先の地方農政局等に連絡し、状況を伝えてください。</p>						

No	カテゴリ	質問内容	回答
13	システム 利用開始	ログインする際、ID又はパスワードを誤って入力し、システムに入力できなくなりました。解決方法を教えてください。	ID又はパスワードを5回誤って入力すると、システムがロックされ操作できなくなります。利用申請先の地方農政局等に連絡してください。
14	システム 利用開始	ログインしようとする時「このユーザーはログイン中です」と表示され、ログインできなくなりました。原因と解決方法を教えてください。	システムの画面右上の「×」印を押して画面を閉じるとログイン状態が維持されたままとなります。システムの画面を閉じる際は、右上の「ログアウト」を押してログアウトしてから画面を閉じるようにしてください。なお、ログイン状態は60分で自動的に解除されます。 また、GビズIDプライムアカウントを持つユーザー（管理者権限を持ったユーザー）であれば他のユーザーのログイン状態を解除することが可能です。具体的な操作方法については、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.3（5）ログイン状態解除」を参照してください。 上記方法で解決できない場合は、システムの利用申請先の地方農政局等に連絡し、状況を伝えてください。 システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html
15	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	酒類の輸出証明書の申請先（審査拠点）はどこですか。	輸出する商品の製造場の所在地を管轄する国税局が申請先（審査拠点）となります。
16	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	他局管内の製造場の酒類の輸出も含まれていますが、まとめて一つの申請先へ輸出証明書申請することができますか。	それぞれの商品の製造場の所轄の国税局へ申請してください。
17	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	酒類の輸出証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。	申請の受領後、放射性物質検査証明書はおおむね6営業日までに、その他の証明書はおおむね4営業日までに申請先から発送されます。ただし、書類の補正や内容の確認が必要な場合の他、放射性物質検査証明書の際に送付が必要な試料の送付が遅れた場合には、これ以上の時間を要する場合がありますをご了承ください。
18	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	証明書はどのように発行されるのか。	偽造防止技術を備えた用紙と電子公印により発行し、郵送します。
19	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	各欄の記入例はありますか。	国税庁HP掲載のマニュアルをご覧ください。 URL https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm
20	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	入力の仕方を教えてください。	国税庁ホームページに掲載している手引きや各国のマニュアルをご覧ください。ただし、入力してください。 (https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm) 解決できない不明な点があれば、申請先の国税局へお問合せください。

No	カテゴリー	質問内容	回答
21	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	入力内容に環境依存文字等の使用できない文字や記号等が含まれており入力できません。申請できないのでしょうか。	個別対応が必要となります。申請先の国税局に電話でお問合せください。
22	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	「運送情報未登録です」というメールが届きますがどうしたらよいですか。	「運送情報添付資料」欄にインボイス・パッキングリスト等のPDFファイルを添付してください。その際に、空欄で申請した運送情報（貨物コードや出港日、船便名等）を入力してください。
23	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請者が輸出酒類の製造者でない場合、輸出酒類に関する情報を製造者への確認する必要がありますか。	申請者が輸出酒類の製造者でない場合は、輸出酒類に関する情報を製造者へ確認した上でシステムに入力し申請してください。
24	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	主原料の産地が複数である場合、どのように記載するのですか。	主原料の産地のうち、使用割合が最も多い産地を記載してください。
25	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	輸出日等の運送情報が未確定ですが、証明書の発行は可能ですか。	可能です。輸出日等が確定した後、証明書に手書きしてください。相手国によっては、手書き証明書を認めない場合がありますのでその際は、証明書発行再申請を行ってください。 ただし、出港地及び到着地が未確定の場合は申請できません。
26	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	重量の変更や、記載内容に誤りがある等の理由が生じた場合、再発行は可能ですか。また、可能な場合、どのように申請すればよいのでしょうか。	当初の証明内容に変更が生じる場合は、再発行が可能です。再発行が必要となった申請の内容について、備考欄に再申請理由を記載した上で申請内容を入力し、新たに申請していただく必要があります。この際に、当初発行された証明書の申請についてはシステム上「破棄依頼」を実施してください。
27	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	再発行を依頼する場合、当初発行された証明書は破棄してよいですか。	原則、発行した国税局酒税課に返送してください。 また、システム上も「破棄依頼」を実施してください。
28	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請した後、内容に誤りがあることがわかりました。修正したいのですがどのようにすればよいのでしょうか。	申請先の国税局に電話で連絡いただければ、修正の依頼をかけることができます。状況が「修正依頼中」となったら、修正ボタンから修正し、再度申請してください。
29	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	修正依頼を受けた申請を、システム上で確認できません。	申請状況一覧画面の「状況」の「修正依頼」のチェックボックスにチェックが入っている状態で検索をかけてください。また、輸出先国や証明区分に選択誤りがないか確認してください。
30	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	システム上で証明書原本を受け取ることはできますか。	偽造防止技術を備えた用紙への印刷が求められているため、現在は郵送のみで対応しています。

No	カテゴリー	質問内容	回答
31	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	酒類の製造は自社ですが、設備がないため瓶詰は他社に委託し、その後特に加工せず、自社でラベルを貼った後に輸出します。この場合、自社を証明書上酒類製造所として表示したいのですが、製造所名称及び所在地はどのように入力すれば良いでしょうか。	証明書の製造所として、最終加工（瓶詰）を行った製造所所在地を入力し、酒類製造場は製造場所以外の製造所情報に入力します。証明書上、最終加工をおこなった製造所のみが表示されますが、酒類の製造を行った者として名称を証明書上に表示したい場合には、最終加工の製造所名称及び所在地（英語）を記載の後ろに括弧書きで併記し、証明することになります。 詳しくは申請先の国税局に電話でお問合せください。
32	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	国外で製造した酒を輸入しましたが、この酒を輸出することになりました。この場合、申請可能でしょうか。	証明を行うことは可能です。個別対応が必要となりますので、申請者の所在地、「流通」する施設を管轄する国税局に電話でお問合せください。 なお、「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。
33	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	入力する単語として、例えば梱包形態であれば Bottles、Glass Bottles、Box、Carton、CTN等様々な表記がありますが、使用する単語に決まりはありますか。	特に決まりはなく、正しく実情を表している単語で表現されていれば問題はありません。ただし、同一インボイスにおける複数申請の場合、表記は合わせるようご注意ください。
34	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国へ輸出しますが、システムの「インボイス番号」欄にインボイス番号を入力すると、証明書の貨物コード「Consignment Code」欄にインボイス番号が印字されるため、貨物コードをシステムの「インボイス番号」欄に入力してもよいですか。	システムの「インボイス番号」欄に貨物コードを入力しても差し支えありません。
35	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの輸出で、一度分析された商品と、製造年月日、詰口年月日、商品名すべてが同じものを再度輸出する場合、再度分析試料の送付が必要ですか。	再度分析試料を送付する必要はありませんが、分析書の再発行をすることになります。試料容量0、送付本数0と入力した上で、その他特記事項に以前分析を依頼した際の申請番号を入力してください。
36	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの申請は、三種類すべてを申請する必要がありますか。	韓国向け輸出証明書に係る申請については、該当するいずれかの申請のみを提出してください。 ・製造日証明…平成23年3月11日より前に製造（加工）されたもの ・製造地証明…宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたもの ・放射性物質検査証明…指定都県において製造（産出）されたもの

No	カテゴリー	質問内容	回答
37	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの放射性物質検査証明書に係る酒類の分析のための試料はどのように送付するのですか。	証明を受ける酒類の試料（証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填した酒類ごとに、総容量2リットル以上とする。）及び国税局酒税課に提出した「分析試料明細書」の写しを独立行政法人酒類総合研究所に送付してください。 送付時期は、国税局への申請書の提出と同時で構いません。
38	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請後、試料を送るために分析試料明細書を印刷したかったのですができません。	申請状況一覧画面から状況の「申請中」にチェックがされていることを確認の上、該当する申請書を選択してください。その後、「分析試料明細書の印刷」を押下していただければ、申請後であっても分析試料明細書及び送付票をダウンロードすることができます。